



## アスベスト廃棄物の適正処理について

飛散性を有するアスベスト廃棄物については、廃棄物処理法において、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として収集、運搬、処分等の基準が定められており、その基準に基づいて処理することが必要です。

また、特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性のアスベスト廃棄物についても、産業廃棄物としての収集、運搬、処分等の基準が定められているほか、環境省の「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に基づいて処理することが必要です。

### 飛散性アスベスト廃棄物(特別管理産業廃棄物に指定されている廃石綿等)

#### 1. 飛散性アスベスト廃棄物に該当するもの

廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業に係るものであって飛散するおそれのあるもの

- (1)石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿
- (2)石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの
  - 1)石綿保温材 2)けいそう土保温材 3)パーライト保温材
  - 4)人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- (3)石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

#### 2. 管理体制・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

- ・処理計画の作成(廃棄物の種類・発生量、処理・処分方法、保管方法、運搬方法、委託方法などについて計画をまとめる)
- ・帳簿の備え付け

#### 3. 撤去作業

関係法令(大気汚染防止法、石綿障害予防規則)に従い必要な措置を講じる。

#### 4. 工事現場内の保管

- ・梱包等による飛散防止(廃石綿等を湿潤化等した後、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包またはコンクリート固型化)
- ・流出、地下浸透、悪臭の防止
- ・他のものが混入するおそれがないように仕切りを設ける。

- ・周囲に囲いを設け、見やすい場所に廃石綿等の保管施設であること等を表示する。
- ・収納するプラスチック袋または容器には、個々に廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示する。

## 5. 運搬

- ・他の廃棄物と同一車両に混載しない。
- ・原則として積替えを行わず処分施設に直送する。
- ・運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類及び取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し携帯する。(収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合はこの限りではない)
- ・運搬車両の荷台に覆いを掛ける。
- ・収納したプラスチック袋等の破損などにより飛散させないように慎重に取扱う。万一、破損により飛散の恐れが生じた場合は、速やかに散水等を行い湿潤化させ、または覆いをかけるなどの措置を講じた後、新たに二重のプラスチック袋等の耐水性の材料で梱包する。

## 6. 処理委託

- ・廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者への委託
- ・マニフェストの交付

◎ 詳しくは、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」(環境省)を参照してください。

## 非飛散性アスベスト廃棄物(石綿含有産業廃棄物)

### 1. 非飛散性アスベスト廃棄物に該当するもの

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く)

#### 【具体例】

繊維強化セメント板〔スレート(波型、ボード)、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグせっこう板〕、窯業系サイディング、パルプセメント板、住宅屋根用化粧スレート、石綿セメント円筒、スレート・木毛セメント積層板など

### 2. 管理体制

- ・非飛散性アスベスト廃棄物の発生量、飛散を防止する撤去方法、現場内における分別方法、収集運搬及び処分方法について計画を立てる。
- ・計画に基づいた処理が実施されるように、管理体制を整えて現場の運営に当たるとともに、関係者に周知を行う。

### 3. 撤去作業

- ・アスベスト成形板の破断面からのアスベストの飛散を極力抑えるため、次の作業手順で実施する他、石綿障害予防規則に従い必要な措置を講じる。

#### ○現場養生

- ・解体する建物の高さ以上の飛散防止幕を設置する。
- ・撤去物を十分に湿潤化できる散水装置を設置する。

#### ○撤去

##### アスベスト成形板

- ・原則手作業とし、アスベスト成形板を原型のまま撤去する。
- ・やむを得ず機械等によって撤去する場合は、散水等によって飛散防止措置を講ずる。

##### 煙突用ライニング材、屋根折版用断熱材等

- ・もろく飛散しやすいため、飛散防止のために湿潤化等を行い、除去物を強度のある袋に袋詰め等する。

### 4. 撤去後の措置

- ・現場における切断等は原則として行わない。運搬車両等に積込む際に、運搬車両より石綿含有産業廃棄物の方が大きい等により、やむを得ず破砕又は切断が必要な場合には、飛散しないように散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要最小限度の破砕又は切断を行う。
- ・他の廃棄物と分別するとともに、性状に応じて分類・分別して排出・保管する。

### 5. 工事現場内の保管

- ・他の廃棄物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の必要な措置を講ずる。
- ・荷重により変形・破断しないよう整然と積み重ねる。
- ・覆いを設けること、梱包すること等の飛散の防止のために必要な措置を講ずる。
- ・石綿含有産業廃棄物の保管場所であることを表示する。

### 6. 運搬

- ・変形、破断しないよう、原型のまま整然と積み込み・荷卸ろしを行う。  
ただし、運搬車への積み込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行う場合は、散水等により湿潤化すること。
- ・他の廃棄物と混ざらないよう運搬車両に中仕切を設ける等の措置を講ずる。
- ・飛散防止措置としてシート掛け、袋詰め等の措置を行う。
- ・運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を講ずる。
- ・積載物が石綿含有産業廃棄物であることを視認できる箇所に表示する。

## 7. 処理委託

- ・石綿含有産業廃棄物の破碎処理が禁止されたため、破碎処理を行う処分業者へ処理を委託することはできない。
- ・石綿含有産業廃棄物の処分方法は、埋立処分もしくは溶融処理、無害化处理のみとなる。
- ・マニフェストの交付においては、「産業廃棄物の種類」欄の余白に「石綿含有産業廃棄物」と記載し、他の廃棄物とは別に交付する。

◎ 詳しくは「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）を参照してください。